

## 第4次那覇市男女共同参画計画 中間見直し

( なは男女平等推進プラン )

( 那覇市女性活躍推進計画 )

( 第2次那覇市配偶者等からの暴力の防止

及び被害者支援に関する基本計画 )

令和6年3月

那覇市



## 1 中間見直しの趣旨

2019（令和元）年に策定した「第4次那覇市男女共同参画計画」は、男女参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨・基本理念を踏まえ、平成17年那覇市男女共同参画推進条例に基づく計画として策定され、この計画に基づき、全ての市民が個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け様々な取組が進められています。

今般、計画の策定から5年が経過することから、計画の中間評価を行いつつ、国内の動向や社会情勢の変化に対応し、2028（令和10）年の目標達成に向け、より適切な施策の推進を図るため、必要な計画の見直しを行うものです。

## 2 第4次那覇市男女共同参画計画の中間評価

第4次那覇市男女共同参画計画では、5つの基本目標を掲げ、本市における男女共同参画社会の実現に向けて取り組む各種事業のうち、計画の進捗状況を客観的に測るため21の事業に数値目標を設定しています。

指標の達成状況では、21指標項目中、4項目は中間目標を達成し、一定の成果を上げたと考えられます。しかしながら、多くの分野で中間目標の達成までに至っていない状況であり、今後の計画期間において引き続き施策の更なる推進を図り最終目標達成に向け取り組んでいく必要があります。指標の達成状況の詳細は、5 基本目標ごとの目標値に対する評価と今後の施策の基本的方向に掲載しています。

## 3 今回の見直しについて

当初計画における施策内容については、今後も引き続き実施していく必要があることから、計画の骨格である「基本理念」や、「基本目標」ごとの「基本課題と事業の方策」の部分については基本的に継承しつつ、目標の達成状況や計画策定後の社会情勢の変化、策定後に開始した事業等を踏まえ部分的な見直しを行いました。また、計画開始から5年間の中間目標への達成状況を評価し、より適切な指標を設定するべきと判断した取組の数値目標については、再設定を行いました。

## 4 中間見直しの背景

### ①当初計画策定後の社会状況

#### ・2020（令和2）年 新型コロナウイルス感染症の拡大

2020（令和2）年1月に日本で最初の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、感染者が増加し続け、人々の生命や生活に大きな影響を及ぼしました。ステイホーム、

在宅ワーク、学校休校等の影響は、飲食・宿泊業などを直撃し、非正規労働者を中心に雇用情勢が急激に悪化しました。長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活が変容したことによる、生活不安・ストレスから、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念など、特に女性への深刻な影響が浮き彫りとなりました。

#### ・ジェンダーギャップ指数（2023年）

日本は世界の男女格差を図る世界経済フォーラムが公表する「ジェンダーギャップ指数」で156国中125位と過去最低となっている状況です。経済・教育・健康・政治の分野のうち、「教育」と「健康」の値は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低くなっています。

議員や閣僚級ポストに占める女性の比率が依然として低く、政治分野は138位、労働参加率や賃金の男女格差などを反映し、経済分野も123位となっています。

#### ・男女がともにライフイベントとキャリアを両立する上での諸問題の解消

女性の年齢階級別労働力人口比率は、第1子出産を機に離職することなどにより、出産・子育て期に当たる30代を底辺とする「M字カーブ」となっていた問題は解消に向かっていますが、女性の正規雇用比率は30代以降に低下し非正規雇用が中心となる、いわゆる「L字カーブ」がみられるようになっています。これは出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多い為と考えられています。

様々なライフイベントに当たり、キャリア形成との二者択一を迫られるのは多くが女性であり、その背景には、長時間労働を中心とした労働慣行や女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、それらの根底にある固定的な性別役割分担意識など、構造的な課題が存在しています。

このため、男女が家事・育児・介護等を分担して、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりに向けた取り組みをあらゆる観点から進めていく事が求められています。

#### ・女性登用の加速化

女性登用の加速化は、社会経済の意思決定の多様化と活力を高めることとなり、女性のキャリア形成の意欲を高める点でも重要とされています。投資家が企業における女性役員比率を重視する傾向が強まっている点も考慮し、企業における女性役員比率の向上や女性起業家の育成・支援等、女性活躍促進の取組をより一層進展させていく事が求められています。

## ②国のうごき

### ・2020（令和2）年12月25日 男女共同参画社会基本法に基づき「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定

これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、個人にとっては「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」として二つに要約。Ⅰあらゆる分野における女性の参画拡大、Ⅱ安全・安心な暮らしの実現、Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備に加え、これらの取り組みを総合的かつ計画的に推進するためのⅣ推進体制の整備・強化で構成し、2021年度からの5年間で達成すべき目標などを示しています。

### ・2021（令和3）年6月 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正

国会や地方議会の女性議員を増やすことを目指す、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（2018年施行）が改正され、関係行政機関が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことのほか、セクハラ、マタハラ等への発生の防止に資する研修の実施等に関する規定が追加されました。

### ・2021（令和3）年6月 育児・介護休業法改正 ～ 2022年4月1日から段階的に施行 ～

男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境整備を推進するため、子の出産直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み『産後パパ育休』の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を内容とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および雇用保険法の一部を改正する法律」が公布されました。

### ・2022（令和4）年5月 困難女性支援法成立 ～ 2024年4月施行 ～

生活困窮や家庭内暴力などに直面する女性の自立に向けて公的支援を強化する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2022年5月成立しました。さまざまな事情で問題を抱える女性を支援対象とし、国が策定する基本方針を基に、都道府県は地域の取り組みをまとめた「基本計画」を策定することが義務付けられました。また、包括的な援助にあたる「女性相談支援センター」の設置も都道府県に義務付けられています。

### ・2022（令和4）年7月 女性活躍推進法の制度改正を施行

男女間賃金格差の現状を踏まえて、更なる縮小を図るため、2022（令和4）年7月8日に女性活躍推進法に関する制度改正がなされ、情報公表項目に「男女の賃金の差異」を

追加するとともに、常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に対して、当該項目の公表が義務づけられました。

• **2022（令和4）年6月 AV出演被害防止・救済法成立**

「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）」が2022（令和4）年6月23日から施行されました。AV出演による被害を防止する為、性別・年齢を問わず、出演契約を無効化するルールなどが設けられました。

• **2023（令和5）年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）被害者保護を強化する改正 ～ 2024（令和6）年4月1日施行 ～**

加害者のつきまといを禁止する「保護命令」の要件について、「身体に重大な危害を受けるおそれ」から「心身に重大な危害を受けるおそれ」に拡大、物理的な暴力だけでなく、言葉や態度による精神的な危害も対象となりました。そのほか、つきまとい禁止期間の延長や、被害者の子供の保護、罰則の強化など、被害者保護を強化する改正が行われました。

• **2023（令和5）6月 性犯罪に関する刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律が成立**

性犯罪に関する規定が大幅に見直され、従来の強制性交等罪と準強制性交等罪を統合して、「不同意性交等罪」と名称が変更されました。罪が成立する8つの具体的な行為や状況が例示され、処罰要件が明確化されています。その他、性的行為について自ら判断できる「性交同意年齢」は、現在の13歳から16歳に引き上げられ、性的部位の盗撮や画像の提供を取り締まる「撮影罪」、わいせつ目的でSNSなどにより16歳未満を手なずける「面会要求罪」等が新設されました。 施行日：令和5年7月13日

• **2023（令和5）年6月 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 成立**

LGBTなど性的少数者への理解増進法が2023（令和5）年6月16日に可決、成立し同月23日施行となりました。基本理念に「性的指向およびジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」と規定し、性の多様性に関する国民の理解を広げるため、国に基本計画の策定を義務付けています。これを受け、内閣府には政策立案などに当たる担当部署が設置されました。

・2023（令和5）年7月 **こども・若者の性被害防止のための緊急パッケージ**

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状や、また、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないこと、声をあげにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの状況への対策の強化をはかるため、有識者や自治体、被害当事者などへのヒアリングを踏まえて、緊急対応パッケージが取りまとめられました。学校などで性被害防止などを教える「生命（いのち）の安全教育」の全国展開や、男性・男児に対する性暴力被害が社会問題となっていることから「男性・男児のための被害者ホットライン」の新設など、「加害を防ぐ」「相談・被害申告をしやすく」「被害者支援」の3つの観点から今後実施する強化策が列挙されています。

**③沖縄県の動き**

・2021（令和3）年「**沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）**」を発表

性の多様性を認める必要があるという県民意識の高まり等から、誰もが自分らしく幸せに生きることのできる沖縄を目指し、性の多様性の尊重について沖縄県が率先して取り組んでいくという意思を表明するものです。

・2022（令和4）年度から2026（令和8）年度を計画期間とする「**第6次沖縄県男女共同参画計画**」を策定（2022年3月）

男女共同参画の推進に関する施策を、家庭、職場、地域及び社会全体の4つの分野に分け、各分野の施策ごとに現状と課題を分析し、方向性及び具体的施策を示しています。SDG s（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れ、これまでの取組を継承しながら、女性の更なる社会参画の促進、性の多様性の尊重といった近年の社会情勢を踏まえた取組を展開しています。

・「**沖縄県差別のない社会づくり条例**」を制定（2023年4月1日施行）

人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身等を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、県民及び事業者の責務を定め、相互に連携協力して、不当な差別の解消を社会全体で推進していくものとなっています。LGBTなど性的少数者への差別解消に関する施策については、学校、職域などの場を通じて行う教育や啓発活動、その他、相談窓口などが規定されています。

**④那覇市の動き**

・2020（令和2）年から2027（令和9）年までを計画期間とする「**那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略**」を策定（2020年5月）

那覇市が活力あるまちであり続けるために、2060年までの人口に関する目指すべき将来の方向と将来展望を示した人口ビジョンを『将来にわたって人口30万人を維持し、

みんなの笑顔が輝く「なは」』と定め、これを実現するため2024年度を目標設定年度とし、具体的な施策をまとめています。

・2021（令和3）年3月から2026（令和8）年3月までを計画期間とする「那覇市職員のための特定事業主行動計画」を策定

次世代育成支援対策推進法に基づく「第3次那覇市特定事業主行動計画」と、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「那覇市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を改訂、統合し、令和3年3月に「那覇市職員のための特定事業主行動計画」として定めたものです。

職員の職業生活と家庭生活の両立を図り、職場環境の整備や職業生活に関する機会の積極的な提供などの取組みを掲げ、「いつまでも☆キラキラ☆と輝ける職場づくり」を推進します。

・2022（令和4）年10月1日 那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録 施行

パートナーシップ関係にある2者と同居する子どもや親などの近親者も家族として登録する「ファミリーシップ登録」を導入しました、パートナーシップのお二人と生活を共にする家族の暮らしやすさの支えとなることや、地域社会の中で多様な家族の在り方に対する理解が促進されることが期待されます。

・第5次那覇市総合計画の中間検証及び見直しを策定（2023年9月）

平成30年度策定時には予測できなかった、世界及び日本国内で影響の大きい「with コロナ・after コロナへの対応」「デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進」「SDGs（持続可能な開発目標）の達成」「カーボンニュートラル（脱炭素化）の実現」「ウェルビーイングの実現」を昨今の社会情勢の変化と捉え、これらを『5つの柱』として掲げ、この観点から基本計画について検証及び必要な見直しを行いました。

・「こども家庭センターなは」開設（2024年8月予定）

改正児童福祉法により、市町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努める事となりました。

保健所地域保健課とこどもみらい課の2か所にあった、ら・ら・ら・ステーションがひとつになり、また、子ども家庭総合支援拠点（子育て支援室）も統合され、子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点となります。



## 5 基本目標ごとの目標値に対する評価と今後の施策の基本的方向

第4次那覇市男女共同参画計画においては、男女共同参画社会を実現するための基本目標を5つ掲げ、様々な事業を推進しています。

これらの基本目標には数値目標が設定されており、最新値の達成状況から、次の通り計画の中間評価をします。

なお、現状値把握のためのアンケート調査を別途実施する必要のある指標の最新値は表示していません。

### 基本目標 1 人権が尊重される社会づくり

番号	評価指標	当初 2017年(H29) 年度実績	最新値 2022年度(R4) 年度実績	中間 評価	目標値	
					2023(R5) 年度	2028(R10) 年度
1	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方に「反対」・「どちらかという」と反対する市民の割合	H29男女参画市民意識調査 54.4%	-	-	60%	75%
2	社会全体でみた場合、「男性の方が優遇（どちらかという）と優遇）されている」と思う市民の割合	H29男女共同参画市民意識調査 68%	(参考) R3市民意識調査 61.9%	-	30%	20%
3	性の多様性に関するりに組みに「賛成」・「どちらかという」と賛成する市民の割合	H30市民意識調査 80.1%	R3市民意識調査 80.6%	↗	85%	95%
4	なは女性センター主催講座の延べ受講者数	24,961人	27,459人	↗	29,160人	32,160人
5	なは女性センター主催講座への男性参加率	12%	15.3%	↗	20%	30%
6	公民館講座への男性参加率	24.2%	22.1%	↘	30%	35%
7	消防団員に占める女性の数	12人	12人	変化なし	15人	18人
8	消防吏員に占める女性の割合	2.6%	3.4%	↗	3.5%	5%

#### 凡例

- 中間目標達成
- ↗ 目標に近づいている
- ↘ 目標から遠ざかっている

指標番号3 性の多様性に関する市の取組に賛成する市民の割合は、計画策定時の2017年度に比べ、+0.5ポイントになっており、市民の性の多様性を認め合う社会づくりについての理解は少しずつ進んできています。

指標番号5 なは女性センター主催講座の延べ受講者数は、令和4年度までで27,459人となりました。当初より目標達成に向けて順調に推移しておりましたが、2019年度以降新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受講者数（定員）の制限や開催中止等があったことから、実績に大きな影響がでました。その影響分を踏まえて数値目標の修正が必要となっています。

基本目標1全体としては、すべての指標において中間年度目標値には到達していませんが、目標に向けて数値は改善傾向にあり、少しずつ人権の尊重に対する意識の変化は進んでいるものと考えられます。引き続き、各種取組を推進していく必要があります。

## 基本目標 2 多様な性を尊重する社会づくり

番号	評価指標	当初 2017年(H29) 年度実績	最新値 2022年度(R4) 年度実績	中間評価	目標値	
					2023(R5) 年度	2028(R10) 年度
9	「性的指向・性自認」という言葉の市民認知度	27.4%	-	-	35%	50%
10	「性の多様性の尊重」に関する職員研修の延べ受講者数	471人	706人	↗	831人	1,131人

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2019（令和元）年～2021（令和3）年は職員研修が実施できなかったため、中間年度の目標達成が難しい状況となっています。2028（令和10）年の最終目標値達成に向けて継続して職員研修を実施していく必要があります。

2023（令和5）年6月にはLGBTなど性的少数者への理解増進法も施行されました。この法律は性の多様性に関する国民の理解を広げるため、政府に基本計画の策定を義務付ける事などが柱になっています。本市においても、今後もさらに多くの市民や事業者への意識づくりを進めていくことが必要です。

### 凡例

- 中間目標達成
- ↗ 目標に近づいている
- ↘ 目標から遠ざかっている

基本目標 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

番号	評価指標	当初 2017年(H29) 年度実績	最新値 2022年度(R4) 年度実績	中間評価	目標値	
					2023(R5) 年度	2028(R10) 年度
11	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調査）という言葉の市民認知度	18.3%	-	-	30%	50%
12	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に取り組んでいる市内事業者の割合	11.5%	-	-	20%	30%
13	那覇市男性職員の育児休業取得率	1.4%	54.0%	○	7%	14%
14	那覇市男性職員の出産補助休暇取得率	90.1%	46.0%	↘	95%	100%
15	保育所等利用待機児童数	200人	23人	↗	0人	0人
16	介護予防リーダー養成講座における男性修了者の割合	33.3%	37.5%	○	35%	40%

指標番号13 男性職員の育児休業取得率は令和4年度実績で54.0%となっており、当初実績の1.4%から上昇し続け、過去最高となっています。すでに、2028年の最終目標値も上回っている事や、「こども未来戦略方針」（令和5年6月閣議決定）において、現行の2025年度政府目標値を大幅に引き上げて設定したことから、本市の目標値についても見直しが必要です。

指標番号14 男性職員の出産補助休暇取得率の直近値は46.0%となっています。計画策定以降は70%～100%で推移していましたが、令和4年度は特に低い取得率となりました。理由としては、2022年10月より取得期限が産後8週間から1年に伸びたため、取得率の算定期間内で他の休暇が取得されたことにより、当該休暇を取得しなかった事が考えられます。

指標番号15 2022年度の保育所等利用待機児童は23人で、前年の37人と比べて14人減少しました。待機児童数は毎年度減少しており、目標達成に向けて着実に進んでいるものと考えられます。

指標番号16 介護予防リーダー養成講座における男性修了者の割合の最新値は37.5%となり、中間目標値を達成しています。

令和5年版男女共同参画白書では、高度成長期・昭和時代の働き方、雇用慣行が依然として残っている一方で、若い世代を中心に生活様式、働き方についての考え方が変わってきているとし、希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会「令和モデル」への変革を目指す必要があると提言されました。

本計画基本目標3にある各施策を通して、働く女性に限らず、男性も含め、誰もが家庭生活・子育て・介護を担う為の支援の充実・周知啓発をより一層進めていく必要があります。

#### 基本目標 4 あらゆる分野への女性の活躍推進

番号	評価指標	当初 2017年(H29) 年度実績	最新値 2022年度(R4) 年度実績	中間評価	目標値	
					2023(R5) 年度	2028(R10) 年度
17	審議会等委員の女性登用率	35.3%	38.0%	↗	39%	40%
18	審議会等委員について、目標値(男女いずれか一方の委員の割合が40%未満にならないようにする)を達成した委員会の割合を増やす	42.2%	59.3%	○	50%	60%
19	女性ゼロの審議会等の解消を図る	8件	5件	↗	0件	0件
20	市職員の女性管理職(課長相当職以上)の割合	13%	17.8%	○	17%	20%

指標番号17 審議会等委員の女性登用率の直近値は38.0%となり、中間目標値の達成に向け順調に推移してきています。

本市では審議会等委員の登用に際して、男女いずれか一方の委員の割合が40%未満にならないようにする事を目標と定め、各部局長は目標達成できるよう積極的な女性委員の登用に努めています。農業や建築、土木など、女性が少ない分野での登用が課題となっています。

また、指標番号18 審議会等委員について、目標値を達成した委員会の割合の最新値は59.3%となり、中間目標値をすでに達成しています。

#### 凡例

- 中間目標達成
- ↗ 目標に近づいている
- ↘ 目標から遠ざかっている

指標番号19 女性ゼロの審議会等の最新値は5件となっており、当初より減少しましたが、中間目標値の達成は難しい状況となっています。

女性がゼロとなっている委員会は、農業など女性が少ない分野である事や、委員の総数が4名以下の委員会となっています。あらゆる分野での女性活躍推進が進む中でも、進捗が遅れている分野もあり、今後も引き続き各分野において女性の参画拡大を進め、女性ゼロの審議会の解消を図る必要があります。

指標番号20 市職員の女性管理職の割合の直近値は、17.8%となり、中間目標値を達成しています。計画策定以降、毎年度少しずつ上昇しており、2028年度の最終目標の達成に向けて順調に推移しているものと考えます。引き続き、女性管理職の登用拡大に向けて、研修や多様な職務機会の付与等による積極的・計画的なキャリア形成の支援などの取組を進める事が必要とされています。

基本目標4（あらゆる分野への女性の活躍推進）の各指標は、すべての項目で目標に近づく順調な推移をみせており、基本目標の実現に向けて計画を進める事ができたと評価しています。女性版骨太の方針2023では、社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは企業の持続的な成長、日本経済の発展に資するものであるとし、企業における女性登用の加速化や女性起業家の育成・支援等に官民一体で取り組んでいくとされています。本市においても、市民や事業者の理解を深める為の意識啓発やキャリア教育の充実を推進し2028年の目標値の達成に向けて全庁的に取組を進める事が必要です。

### 基本目標 5 暴力のない社会づくり

番号	評価指標	当初 2017年(H29) 年度実績	最新値 2022 (R4) 年度実績	中間評価	目標値	
					2023 (R5) 年度	2028 (R10) 年度
21	「DV等の相談窓口を知っている」と回答する市民の割合	43%	-	-	50%	60%

本市においては、なは女性センター相談室「ダイヤルうない」、保護管理課、子育て応援課等でDV等の相談に対応しています。

なは女性センター相談室「ダイヤルうない」におけるDVに関する相談件数は、計画策定以降、令和元年度193件、令和2年度189件、令和3年度181件、令和4年度214件と推移しており、前年度に比べ18.2%増加しました。

国においてAV出演被害防止・救済法（令和4年6月）、改正DV防止法（令和5年5月）、性犯罪の規定を見直す改正刑法（令和5年6月）等、あらゆる暴力の根絶へ向け様々な法整備が進められています。

引き続きDVなどあらゆる暴力で悩んでいる女性の支援に努めるとともに、若年層を含む市民への情報提供や広報周知を行っていくことが必要です。

## 6 中間見直しの内容

中間の見直しにより、修正を行う事項は別紙「第4次那覇市男女共同参画計画具体的施策変更内容対照表」及び「計画関連指標見直し一覧」のとおりです。（見直し箇所は下線部分）

掲示されているページは本体計画のページを示し、該当箇所を読み替えることを意味しています。

## 7 SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年度に国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

本計画は、このSDGsに定められた17のゴールの1つである「ジェンダー平等を実現しよう」の理念を共有します。

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS



## 8 見直し後の計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

## 9 見直し後の計画の運用

2024（令和6）年度以降、第4次那覇市男女共同参画計画は、別紙「第4次那覇市男女共同参画計画具体的施策変更内容対照表」及び「計画関連指標見直し一覧」と共に参照してください。

## 第4次那覇市男女共同参画計画 具体的施策等変更内容対照表

## 基本目標Ⅰ 人権が尊重される社会づくり

## 基本課題(1) 固定的な性別役割分担意識の解消

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P26	◎子育てにおけるパートナー間の協働意識の推進 子育てはパートナー間で協働して責任を担うべきものであるという意識の浸透を図るとともに、子育て支援を推進します。	子育て応援ガイドの作成・配布、子育て世代包括支援センター事業の実施、男性向け子育て講座の実施	こどもみらい課	15	◎子育てにおけるパートナー間の協働意識の推進 子育てはパートナー間で協働して責任を担うべきものであるという意識の浸透を図るとともに、子育て支援を推進します。	親子健康手帳交付時の保健指導、子育て情報発信のための子育て応援ガイドやポスターの作成・配布、子育て世代包括支援センター事業の実施、子ども家庭総合支援拠点事業、男性向け子育て講座の実施(※2)	こどもみらい課 こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)	15
		親子健康手帳交付時及び乳幼児健診における保健指導	地域保健課	16		親子健康手帳交付時及び(※3)乳幼児健診における保健指導		地域保健課
					男性向け子育て講座の実施(※2)	こども教育保育課	239	

(※1) 子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置  
(※2) 男性向け子育て講座はこども教育保育課で実施しているため、新たに追加(施策239)こどもみらい課分を削除  
(※3) こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)へ移管する業務のため削除

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P27	<p><b>◎地域活動を通した、男女平等学習の推進</b></p> <p>自治会等と連携を取りながら、本市のさまざまな広報媒体を利用した情報発信を行い、若い世代が活動に参加しやすい環境を整えるなど、男女平等学習を推進していきます。</p>	自治会定例会、自治会長会連合会等における学習機会の確保	まちづくり協働推進課	21	<p><b>◎地域活動を通した、男女平等学習の推進</b></p> <p>自治会等と連携を取りながら、本市のさまざまな広報媒体を利用した情報発信を行い、若い世代が活動に参加しやすい環境を整えるなど、男女平等学習を推進していきます。</p> <p><u>また、地域におけるNPOやボランティア団体等の活動を支援するとともに、これらの団体との連携及び協働創出を推進します。</u></p>	自治会定例会、自治会長会連合会等における学習機会の確保、 <u>なは市民活動支援センター運営事業、人材データバンク事業</u>	まちづくり協働推進課	21



基本課題(2) 生涯を通した女性の健康づくりの推進

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P29	◎性と生殖に関する健康と権利の理解と「女性の健康と権利」の尊重を深めるための学習機会の提供及び啓発活動の推進	センター講座、情報提供	平和交流・男女参画課	24	◎性と生殖に関する健康と権利の理解と「女性の健康と権利」の尊重を深めるための学習機会の提供及び啓発活動の推進	センター講座、情報提供	平和交流・男女参画課	24
	各年齢層に応じて、性に関する正しい知識と自己決定能力を身につけ、相互に理解・尊重しあえるような教育や意識啓発に努めます。	性感染症などに関する情報提供、HIV・梅毒・クラミジア検査の実施、性感染症の正しい知識の普及啓発	保健総務課	25	各年齢層に応じて、性に関する正しい知識と自己決定能力を身につけ、相互に理解・尊重しあえるような教育や意識啓発に努めます。	性感染症などに関する情報提供、HIV・梅毒・クラミジア検査の実施、性感染症の正しい知識の普及啓発	保健総務課	25
	産むか産まないかの選択、安全な避妊、妊娠、出産に関して、情報提供や学習会を開催します。一方、避妊や緊急時の対応(アフターピル等)、中絶も含め、女性のリスクを軽減するための性教育等の実施に努めます。	中学・高校と連携した思春期教室	地域保健課	26	産むか産まないかの選択、安全な避妊、妊娠、出産に関して、情報提供や学習会を開催します。一方、避妊や緊急時の対応(アフターピル等)、中絶も含め、女性のリスクを軽減するための性教育等の実施に努めます。	中学・高校と連携した思春期教室	地域保健課	26
また、生涯を通した女性の健康づくりの推進に関する情報提供や講座を開催します。	性に関する理解・尊重を深めるための授業等の実施・性感染症予防についての意識啓発、情報提供等	学校教育課	27	また、 <u>生理用品を必要とする女子児童生徒が必要な時に使用できるように努めます。</u> また、 <u>生涯を通した女性の健康づくりの推進に関する情報提供や講座を開催します。</u>	性に関する理解・尊重を深めるための授業等の実施・性感染症予防についての意識啓発、 <u>生理の貧困対策(小中学校)</u> 、情報提供等	学校教育課	27	

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P29	<p>◎妊娠時・出産・育児期の不安解消のための電話等による相談、子育てネットワークづくりの促進</p> <p>妊産婦期や育児期の不安に対する相談を電話・面談、自宅訪問などにより、育児不安を軽減するよう努め、母子の心身の健康保持・増進を図ります。離乳食教室などを開催し、参加者同士の交流を図ります。</p> <p>公民館では、乳幼児学級などを通して保護者の育児不安の解消を図るとともに、参加者同士のネットワークづくりを推進します。</p>	来所・電話・訪問による妊産婦栄養相談、離乳食教室	健康増進課	28	<p>◎妊娠時・出産・育児期の不安解消のための電話等による相談、子育てネットワークづくりの促進</p> <p>妊産婦期や育児期の不安に対する相談を電話・面談、自宅訪問などにより、育児不安を軽減するよう努め、母子の心身の健康保持・増進を図ります。離乳食教室などを開催し、参加者同士の交流を図ります。</p> <p>公民館では、乳幼児学級などを通して保護者の育児不安の解消を図るとともに、参加者同士のネットワークづくりを推進します。</p>	来所・電話・ <u>LINE</u> ・訪問による <u>育児相談</u> 、妊産婦栄養相談、離乳食教室	健康増進課	28
		電話・来所・訪問による相談指導、母子保健推進員活動	地域保健課	29		電話・来所・訪問による相談指導、母子保健推進員活動	地域保健課	29
		公民館講座	公民館	30		公民館講座	公民館	30

(※1) 子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P29	<p>◎メタボリック症候群の解消など、生活習慣病対策の充実</p> <p>一般健康診査(生保健診)及び各種がん検診等の実施、周知徹底を図り、早期発見に努め、栄養指導・運動指導等、生活習慣の改善による生活習慣病の予防・健康保持増進につなげます。</p>	<p>20~30代生活習慣病予防健診・保健指導事業、がん検診事業、食の健康づくり事業、タバコに関する講演会等の実施、パネル展示</p>	健康増進課	31	<p>◎メタボリック症候群の解消など、生活習慣病対策の充実</p> <p>一般健康診査(生保健診)及び各種がん検診等の実施、周知徹底を図り、早期発見に努め、栄養指導・運動指導等、生活習慣の改善による生活習慣病の予防・健康保持増進につなげます。</p>	<p><del>20~30代</del>生活習慣病予防健診・保健指導事業、がん検診事業、食の健康づくり事業、<b>健康増進事業</b> <b>タバコに関する講演会等の実施</b>、パネル展示</p>	健康増進課	31
	<p>特定健康診査・特定保健指導の実施、周知徹底を図り、早期発見に努め、栄養指導・運動指導等、生活習慣の改善による生活習慣病の予防・健康保持増進につなげます。</p>	<p>特定健診、特定保健指導、生活習慣病重症化予防の保健指導、生活習慣病予防講演会</p>	特定健診課	32	<p>特定健康診査・特定保健指導の実施、周知徹底を図り、早期発見に努め、栄養指導・運動指導等、生活習慣の改善による生活習慣病の予防・健康保持増進につなげます。<u>また、後期高齢者を対象に関係部署が一体となり、切れ目ない生活習慣病重症化予防の保健指導、介護の重度化防止に取り組み健康寿命の延伸につなげます。</u></p>	<p>特定健診、特定保健指導、生活習慣病重症化予防の保健指導、<b>生活習慣病予防講演会(※4)、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業(※5)</b></p>	<b>特定健診課</b> <b>健康増進課</b>	32

(※4) 「生活習慣病予防講演会」は講演会形式ではなく、個別支援を中心とする支援体制へ見直したため削除

(※5) 令和2年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整えられ、那覇市でも令和2年度より開始したため追加

基本課題(3) ひとり親家庭等への支援の充実

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P31	<p><b>◎相談窓口の機能向上、効率化</b>                      児童扶養手当の現況届の受付の機会をとらえ、情報提供の場として積極的な活用を図ります。                      ひとり親家庭の自立支援を図るための各種制度や子育てサービスの利用について、制度周知、手続き支援など相談窓口の機能充実を図ります。</p>	母子・父子自立支援員・家庭相談員による相談対応、職員研修	子育て応援課	34	<p><b>◎相談窓口の機能向上、効率化</b>                      児童扶養手当の現況届の受付の機会をとらえ、情報提供の場として積極的な活用を図ります。                      ひとり親家庭の自立支援を図るための各種制度や子育てサービスの利用について、制度周知、手続き支援など相談窓口の機能充実を図ります。</p>	母子・父子自立支援員・ <del>家庭相談員</del> (※3)による相談対応、職員研修  <u>家庭相談員による相談対応、職員研修</u>	子育て応援課	34  <u>240</u>

こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P32	<p><b>◎子育て及び生活支援</b>                      ひとり親家庭の生活一般、子育てに関する課題に対応するため、母子・父子自立支援員や家庭相談員が相談支援を行います。日常生活を支援するヘルパーの派遣、母子生活支援施設を活用した自立支援を行うなど、ひとり親家庭等への支援の充実を図ります。</p>	母子・父子自立支援員・家庭相談員による相談対応、ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子及び父子家庭自立支援給付金事業、母子・父子福祉センター及び母子生活支援施設を活用した事業の実施	子育て応援課	41	<p><b>◎子育て及び生活支援</b>                      ひとり親家庭の生活一般、子育てに関する課題に対応するため、母子・父子自立支援員や家庭相談員が相談支援を行います。日常生活を支援するヘルパーの派遣、母子生活支援施設を活用した自立支援を行うなど、ひとり親家庭等への支援の充実を図ります。</p>	母子・父子自立支援員・ <del>家庭相談員</del> (※3)による相談対応、ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子及び父子家庭自立支援給付金事業、母子・父子福祉センター及び母子生活支援施設を活用した事業の実施  <u>家庭相談員による相談対応</u>	子育て応援課	41  <u>241</u>

こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)

(※1) 子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置  
 (※3) こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)へ移管する業務のため削除

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P33	<p><b>◎子育てに係る経済的支援、利用負担の軽減</b></p> <p>安定した生活を維持し、子どもの育ちを守るため、児童扶養手当や母子及び父子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>放課後児童クラブ利用料軽減事業</p> <p>ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業</p>	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子及び父子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て応援課	43	<p><b>◎子育てに係る経済的支援、利用負担の軽減</b></p> <p>安定した生活を維持し、子どもの育ちを守るため、児童扶養手当や母子及び父子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>放課後児童クラブ利用料軽減事業、<u>また、経済的な理由で学校外教育を受けない低所得世帯の子どもたちに対して、学習塾等で利用できるクーポンを提供し、子どもたちの意欲向上を図り、教育格差の解消に向けて取り組みます。</u></p> <p><u>また、各種制度が、対象となる家庭の状況により適した運用となるよう、適宜国に要望していきます。</u></p>	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子及び父子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て応援課	43
		放課後児童クラブ利用料軽減事業	こども政策課	44		放課後児童クラブ利用料軽減事業、 <u>まなびクーポン事業</u>	こども政策課	44
		ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業	こどもみらい課	45		<u>ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業</u>	こどもみらい課	45
					<p><u>※R3年度達成(R元年10月より幼児教育・保育の無償化制度が開始されたことにより対象世帯が0となった。)</u></p>			

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P33	<b>◎寡婦(夫)控除のみなし適用</b> 未婚のひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。	未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用が可能な事業	子育て応援課	46	<b>◎寡婦(夫)控除のみなし適用</b> 未婚のひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。  <u>※R2年度達成(令和2年税制改正により「ひとり親控除」が創設され、のみなし適用は廃止となった。)</u>	未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用が可能な事業	子育て応援課	46
			こどもみらい課	47			こどもみらい課	47
			保健総務課	48			保健総務課	48
			地域保健課	49			地域保健課	49
			障がい福祉課	50			障がい福祉課	50
			市営住宅課	51			市営住宅課	51

基本課題(4) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P35	<b>◎障がい者世帯に対する支援の充実</b> 障がいのある方及び家族の就労・生活支援につながる各種制度・サービスの充実や利用促進に取り組みます。	那覇市障がい者就労支援センター事業、障害福祉サービス等給付事業等	障がい福祉課	60	<b>◎障がい者世帯に対する支援の充実</b> 障がいのある方及び家族の就労・生活支援につながる各種制度・サービスの充実や利用促進に取り組みます。	<del>那覇市障がい者就労支援センター事業</del> <b>障がい者就労支援事業</b> 、 障害福祉サービス等給付事業等	障がい福祉課	60

基本課題(5) DV等を要因とする子どもの権利・人権の保護

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P37	<p><b>◎子どもの支援の充実</b>                      面前DV等の虐待から児童を守るために、子育て世代包括支援センター、保育園、学校、児童相談所等の関係機関の連携を深め、早期発見に努めるとともに、母子の緊急避難的な居場所の確保を図ります。</p>	<p>子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化、母子生活支援センターさくらによるショートステイ事業</p>	子育て応援課	65	<p><b>◎子どもの支援の充実</b>                      面前DV等の虐待から児童を守るために、<u>子育て世代包括支援センター</u> <u>子ども家庭センター</u> <u>なは</u>、保育園、学校、児童相談所等の関係機関の連携を深め、早期発見に努めるとともに、母子の緊急避難的な居場所の確保を図ります。</p>	<p>子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化、母子生活支援センターさくらによるショートステイ事業</p>	<p><u>子育て応援課</u>  <u>子どもえがお相談課(子ども家庭センターなは)(※1)</u></p>	65

(※1) 子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置

基本課題(6) 防災への参画の促進

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P38	<p><b>◎防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画</b>                      避難所におけるプライバシーの保護など、避難所におけるニーズは様々です。女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、多様な性の視点を市の防災計画・施策に取り入れる必要があります。これらの視点を取り入れるための方策を行います。</p>	<p>那覇市地域防災会議等での女性等委員割合を増やすよう努める</p>	防災危機管理課	71	<p><b>◎防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画</b>                      避難所におけるプライバシーの保護<u>や、コロナ禍以降、避難所運営の新たな課題となった感染症対策</u>など、避難所におけるニーズは様々です。女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、多様な性の視点を市の防災計画・施策に取り入れる必要があります。これらの視点を取り入れるための方策を行います。</p>	<p>那覇市<u>地域</u>防災会議等での女性等委員割合を増やすよう努める</p>	防災危機管理課	71

基本課題(7) 国際社会との協調及び貢献・平和への努力

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P41	◎平和な社会の実現のため、国際的な視野に立って課題解決に取り組む人材の育成	男女共同参画研修の情報提供、参加促進	平和交流・男女参画課	77	◎平和な社会の実現のため、国際的な視野に立って課題解決に取り組む人材の育成	男女共同参画研修の情報提供、参加促進	平和交流・男女参画課	77
	男女共同参画・人権尊重に関する課題解決に当たることができる人材育成のための研修への参加を促します。	県外派遣研修	人事課	78	男女共同参画・人権尊重に関する課題解決に当たることができる人材育成のための研修への参加を促します。	県外派遣研修 職員研修(派遣研修を含む)	人事課	78

県外派遣研修も職員研修の一環であるため表現を「職員研修」に統一



## 基本目標2 多様な性を尊重する社会づくり

基本課題(1) 「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)の理念の推進

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P45	<p><b>◎那覇市パートナーシップ登録制度に関する取組の推進</b></p> <p>レインボーなは宣言を受け、2016(平成28)年7月に開始した「那覇市パートナーシップ登録」制度の周知や、関係部署・機関との連携及び協力体制の構築を進めます。</p> <p>また、パートナーシップ登録者への意識調査を実施し、よりニーズにあった、利用しやすい制度の構築・施策の展開を図ります。</p>	<p>パートナーシップ登録制度のさらなる周知・情報提供のため、センター講座、法律相談等を実施</p> <p>庁内外の関係部署や機関との連携及び協力体制づくりと庁内研修の実施</p> <p>パートナーシップ登録者への意識調査の実施</p>	<p>平和交流・男女参画課</p>	82	<p><b>◎那覇市パートナーシップ登録制度に関する取組の推進</b></p> <p>レインボーなは宣言を受け、2016(平成28)年7月に開始した「那覇市パートナーシップ登録」制度<u>の</u>から、<u>新たに令和4年10月1日より、パートナーの子をはじめとした近親者も「家族」として登録する「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」制度へと拡充し</u>、周知や関係部署・機関との連携及び協力体制の構築を進めます。</p> <p>また、パートナーシップ登録者への意識調査を実施し、よりニーズにあった、利用しやすい制度の構築・施策の展開を図ります。</p>	<p>パートナーシップ・<u>ファミリーシップ</u>登録制度のさらなる周知・情報提供のため、センター講座、法律相談等を実施</p> <p>庁内外の関係部署や機関との連携及び協力体制づくりと庁内研修の実施</p> <p>パートナーシップ・<u>ファミリーシップ</u>登録者への意識調査の実施</p>	<p>平和交流・男女参画課</p>	82

基本課題(2) 多様な性を尊重する人権意識の啓発

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P53	<p>◎市有施設における性別にとらわれない(だれでも)トイレ等の促進</p> <p>市有施設の整備にあたっては、だれでもトイレの設置や、案内板等を、性の多様性に留意したものにします。</p>	市有施設の多目的トイレを、だれでも使えるトイレとして整備する	管財課	110	<p>◎市有施設における性別にとらわれない(だれでも)トイレ等の促進</p> <p>市有施設の整備にあたっては、<u>だれでも使える 性別にとらわれない</u>トイレの設置や案内板等を、性の多様性に留意したものにします。</p>	市有施設の多目的バリアフリートイレを、 <u>だれでも使える性の多様性に留意したトイレ(ちむぐるトイレ等)</u> として整備する	管財課	110
		今後整備する施設において、関係課と協議し、導入・設置を検討する	建築工事課	111		今後整備する施設において、関係課と協議し、導入・設置を検討する	建築工事課	111

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P53	<p>◎市有施設における性別にとらわれない(だれでも)トイレ等の促進</p> <p>学校施設の整備にあたっては、だれでも使えるトイレの設置など、性の多様性に留意したものにします。</p>	性別に関係なく使用できる多目的トイレの整備	施設課	112	<p>◎市有施設における性別にとらわれない(だれでも)トイレ等の促進</p> <p>学校施設の整備にあたっては、<u>だれでも使える 性別にとらわれない</u>トイレの設置など、性の多様性に留意したものにします。</p>	<u>性別に関係なく使用できる多目的トイレの整備</u> <u>バリアフリートイレを性の多様性に留意したトイレとして整備する</u>	施設課	112

2021年4月に施行されたバリアフリー法の建築設計標準(ガイドライン)では、表示する名称に「多機能、多目的、だれでも」等を使わない事が示されたため修正

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進(那覇市女性活躍推進計画)

基本課題(1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発及び推進

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P57	<p>◎育児・介護休業等制度活用の促進</p> <p>育児・介護休業制度の活用について、市内企業も含めた取得状況の実態把握とともに、制度の活用促進に取り組みます。</p>	<p>情報提供、実態把握、広報・周知</p>	<p>平和交流・男女参画課</p>	118	<p>◎育児・介護休業等制度活用の促進</p> <p>育児・介護休業制度の活用について、市内企業も含めた取得状況の実態把握とともに、<u>産後パパ育休(出生時育児休業)</u>や<u>育児休業の分割取得</u>などの制度の活用促進に取り組みます。</p>	<p>情報提供、実態把握、広報・周知</p>	<p>平和交流・男女参画課</p>	118

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P57	<p>◎育児・介護休業等制度活用の促進</p> <p>育児・介護休業制度の活用について、市職員の取得状況の実態把握とともに、制度の活用促進に取り組みます。</p>	<p>情報提供、市職員実態把握、広報・周知</p>	<p>人事課</p>	119	<p>◎育児・介護休業等制度活用の促進</p> <p>育児・介護休業制度の活用について、市職員の取得状況の実態把握とともに、<u>産後パパ育休(出生時育児休業)</u>や<u>育児休業の分割取得</u>などの制度の活用促進に取り組みます。</p>	<p>情報提供、市職員実態把握、広報・周知</p>	<p>人事課</p>	119

基本課題(2) 家事・育児・介護など多様なニーズに対応した支援の拡充

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P60	<b>◎子育て支援のための育児相談、保育相談等の充実</b> 乳幼児育児相談(ことば、しつけ、情緒、健康等)、家庭教育相談など、身近で相談や保育体験ができる体制を整備し、子育て支援の充実に努めます。	乳幼児健診事業、のびのび相談(発達相談)、親子教室の実施、電話・来所・訪問による相談	地域保健課	121	<b>◎子育て支援のための育児相談、保育相談等の充実</b> 乳幼児育児相談(ことば、しつけ、情緒、健康等)、家庭教育相談など、身近で相談や保育体験ができる体制を整備し、子育て支援の充実に努めます。	乳幼児健診事業、のびのび相談(発達相談)、親子教室の実施、電話・来所・訪問による相談	地域保健課	121
		育児支援家庭訪問事業、子ども家庭総合拠点事業	子育て応援課	122		電話・来所・訪問による相談、育児支援家庭訪問事業、子ども家庭総合拠点支援事業、子育て支援拠点施設での出張相談の実施	子育て応援課 こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)	122

(※1) 子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P60	<b>◎保育事業等の充実</b> 社会環境の変化の中で様々な保育要望に対応するため、待機児童の解消をはじめ、延長、一時、病児・病後児、障がい児、預かり保育、育児サポートなどの充実を図ります。	地域子ども子育て支援事業	こどもみらい課	123	<b>◎保育事業等の充実</b> 社会環境の変化の中で様々な保育要望に対応するため、待機児童の解消をはじめ、延長、一時、病児・病後児、障がい児、預かり保育、育児サポートなどの充実を図ります。 <u>また、待機児童対策の喫緊な課題である保育士の育成・確保を推進します。</u>	地域子ども子育て支援事業	こどもみらい課	123
		日中一時支援事業	障がい福祉課	124		潜在保育士復職支援事業、県外保育士移住費等支援事業、保育士試験受験者支援事業	こども政策課	242
						日中一時支援事業	障がい福祉課	124

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P60	◎障がいのある子どもへの支援 乳幼児から学齢期を通して、障がいや発達の遅れのある子ども及びその保護者への支援体制の充実を図ります。	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	地域保健課	126	◎障がいのある子どもへの支援 乳幼児から学齢期を通して、障がいや発達の遅れのある子ども及びその保護者への支援体制の充実を図ります。	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	地域保健課	126
	就学前の障がいや発達の遅れのある子ども及びその保護者への支援体制の充実を図ります。	相談・訓練事業、児童発達支援、保育所等訪問支援、発達支援保育事業、地域支援事業	こども教育保育課(こども発達支援センター)	127	就学前の障がいや発達の遅れのある発達に援助が必要な子ども及びその保護者並びに関係機関への支援体制の充実を図ります。	<del>相談</del> 相談事業、 <del>訓練事業</del> 児童発達支援、 <del>保育所等訪問支援</del> 、 <del>発達支援保育事業</del> 、 <del>障害児通所支援事業</del> 、 <del>地域生活支援事業</del>	こども教育保育課(こども発達支援センター)	127

相談事業等は、障害児通所支援事業と地域生活支援事業の中で行われる事業であるため文言を整理

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P61	◎地域包括支援センターの機能拡充・利用促進 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスの創設・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進します。	地域包括支援センターの周知啓発、地域包括ケアシステムの構築、広報・周知、地域ケア会議事業、体制整備事業等	チャーがんじゅう課	134	◎地域包括支援センターの機能拡充・利用促進 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスの創設・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進します。	地域包括支援センターの周知啓発、 <del>地域包括ケアシステムの構築</del> 、 <del>広報・周知</del> 、 <del>地域ケア会議事業</del> 、 <del>体制整備事業等</del> <u>地域ケア会議推進事業</u> 、 <u>生活支援体制整備事業</u>	チャーがんじゅう課	134

地域包括ケアシステムの構築は、高齢者を地域で支えていく体制の事を指しており、具体的な事業ではないため削除

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策	事業等	担当課	番号
P61	<b>◎認可外保育施設の支援</b> 認可外保育施設の実態を把握し、児童が安全に健やかに過ごせるように保育内容に関する研修実施、助言を行うとともに、給食費、保育材料費、健診料の補助事業など、支援策の充実に努めます。	保育等支援事業	こども教育保育課	137	<b>◎認可外保育施設の支援</b> 認可外保育施設の実態を把握し、児童が安全に健やかに過ごせるように保育内容に関する研修実施、助言を行うとともに、給食費、保育材料費、健診料の補助事業など、支援策の充実に努めます。	保育等支援事業	こども教育保育課	137
		新すこやか事業	こどもみらい課	138		認可外保育施設等保育の質向上事業		

基本課題(3) 地域活動への参画の促進

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P62	<p><b>◎地域活動への参加促進</b> 自治会や小学校区まちづくり協議会などの地域活動の場に、性別・世代を問わず誰もが参加しやすい環境をつくり、地域課題解決に向けた政策・方針等の策定に多くの市民が関われるよう、推進します。</p>	<p>なは市民協働大学・なは市民協働大学院・那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業・校区まちづくり協議会支援事業等</p>	<p>まちづくり協働推進課</p>	139	<p><b>◎地域活動への参加促進</b> 自治会や小学校区まちづくり協議会などの地域活動の場に、性別・世代を問わず誰もが参加しやすい環境をつくり、地域課題解決に向けた政策・方針等の策定に多くの市民が関われるよう、推進します。<u>また、これらの団体等の活動を支援するとともに、連携及び協働創出を推進します。</u></p>	<p>なは市民協働大学・なは市民協働大学院・那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業・校区まちづくり協議会支援事業等、<u>人材データバンク事業、なは市民協働支援センター講座、なは市民活動支援センター管理運営事業</u></p>	<p>まちづくり協働推進課</p>	139

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P63	<p><b>◎女性の視点を取り入れた「まちづくり」の推進</b> 性別を問わず、まちづくりに関する活動をしているNPOや市民団体で活躍する市民を人材リストに登録し、関連する審議会や委員会等へ情報を提供していきます。</p>	<p>人材データバンク事業、関係機関・団体との連携</p>	<p>まちづくり協働推進課</p>	143	<p><b>◎女性の視点を取り入れた「まちづくり」の推進</b> 性別を問わず、まちづくりに関する活動をしているNPOや市民団体で活躍する市民を人材リストに登録し、関連する審議会や委員会等へ情報を提供していきます。<u>また、これらの団体等の活動を支援するとともに、連携及び協働創出を推進します。</u></p>	<p>人材データバンク事業、関係機関・団体との連携、<u>那覇市協働によるまちづくり推進審議会の開催</u></p>	<p>まちづくり協働推進課</p>	143

## 基本目標4 あらゆる分野への女性の活躍推進

### 基本課題(1) 政策・方針決定の場への女性の参画推進

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P66	<b>◎女性職員の政策決定過程への参画を促進する</b> 本市の政策立案に大きく関わり、責任のある立場に立つ管理職への積極的な女性登用及び女性登用率を高めるため、男女平等の視点に立った意識啓発につながる情報提供や周知活動、人材育成のための学習プログラムや研修などを実施します。	職員研修、情報収集・提供	平和交流・男女参画課	147	<b>◎女性職員の政策決定過程への参画を促進する</b> 本市の政策立案に大きく関わり、責任のある立場に立つ管理職への積極的な女性登用及び女性登用率を高めるため、男女平等の視点に立った意識啓発につながる情報提供や周知活動、人材育成のための学習プログラムや研修などを実施します。	職員研修、情報収集・提供	平和交流・男女参画課	147
		職員研修、県外派遣研修、主査・主幹級を含めた積極的な登用	人事課	148		職員研修(派遣研修を含む)、県外派遣研修、主査・主幹級を含めた積極的な登用	人事課	148

県外派遣研修も職員研修の一環であるため表現を「職員研修」に統一

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P67	<b>◎政治分野における男女共同参画推進への取組の推進</b> 2018(平成30)年5月に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、本市において必要な施策の策定や実施について、庁内関係部署へ、クオータ制*等の情報の提供や実施に向けた取組への働きかけを行います。	情報提供、広報・周知	平和交流・男女参画課	153	<b>◎政治分野における男女共同参画推進への取組の推進</b> 2018(平成30)年5月に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(令和3年改正)に基づき、本市において必要な施策の策定や実施について、庁内関係部署へ、クオータ制*等や家庭生活との両立支援のための環境整備等の情報の提供を行い、必要な施策の策定や実施に向けた取組への働きかけを行います。	情報提供、広報・周知	平和交流・男女参画課	153

令和3年6月に改正された内容を踏まえ文言を修正。地方公共団体は女性も含めた、より幅広い層が議員として参画しやすくなるよう、議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大やセクハラ・マタハラ防止策などが求められています。



基本課題(2) 男女均等な雇用機会と待遇の確保

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P69	<p><b>◎生徒・学生への生涯設計、男女共同参画の理念に基づく職業意識の啓発</b> 男女共同参画の視点に立って、生徒・学生一人ひとりの勤労観や職業観を育て、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。</p>	<p>なはし創業・就職サポートセンター運営事業、なは産業支援センター育成支援事業、那覇市ITインキュベート施設運営事業</p>	商工農水課	160	<p><b>◎生徒・学生への生涯設計、男女共同参画の理念に基づく職業意識の啓発</b> 男女共同参画の視点に立って、生徒・学生一人ひとりの勤労観や職業観を育て、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。</p>	<p>なはし創業・就職サポートセンター運営事業、なは産業支援センター育成支援事業、那覇市ITインキュベート施設運営事業、<b>小中学生キャリア教育支援事業</b></p>	商工農水課	160

基本課題(3) 多様で柔軟な働き方・就労の促進

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P71	<p><b>◎障がい者の社会参画の促進及び就業等自立の促進</b> 障害者自立支援法の施行により、福祉サービスの提供主体が市町村に一元化され、あわせて、一般就労への移行推進についても市町村事業となったため、障がいのある方が積極的に社会参加して、生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、就労機会の拡大や福祉サービスの充実と利用促進を図り、社会的環境整備に努めます。</p>	<p>那覇市障がい者就労支援センター事業、障害福祉サービス等給付事業、移動支援事業</p>	障がい福祉課	167	<p><b>◎障がい者の社会参画の促進及び就業等自立の促進</b> 障害者自立支援法の施行により、福祉サービスの提供主体が市町村に一元化され、あわせて、一般就労への移行推進についても市町村事業となったため、障がいのある方が積極的に社会参加して、生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、就労機会の拡大や福祉サービスの充実と利用促進を図り、社会的環境整備に努めます。</p>	<p><del>那覇市障がい者就労支援センター事業、障がい者就労支援事業、</del>障害福祉サービス等給付事業、移動支援事業</p>	障がい福祉課	167

**基本目標5 暴力のない社会づくり**

基本課題(1) あらゆる暴力の根絶

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P74	<b>◎ストーカー行為等への対策の推進</b> ストーカー行為は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるため、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じ、警察等関係機関と連携して迅速な対応・支援に努めます。	相談室(ダイヤルうない)、法律相談	平和交流・男女参画課	172	<b>◎ストーカー行為等への対策の推進</b> ストーカー行為は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるため、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じ、警察等関係機関と連携して迅速な対応・支援に努めます。	相談室(ダイヤルうない)、法律相談	平和交流・男女参画課	172
		住民基本台帳事務における支援措置	ハイサイ市民課	173		住民基本台帳事務における支援措置	ハイサイ市民課	173
		市民相談、法律相談	市民生活安全課	174		市民相談、 <b>法律相談</b> <b>特別相談(法律相談、なやみごと相談、人権相談)</b>	市民生活安全課	174

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P74	<b>◎外国人の人権侵害につながる問題への取組、相談窓口の設置</b> 外国人を含めた市民の相談窓口にて、必要な関係機関へつなぎ、関連情報の提供を行います。	市民相談、人権相談、法律相談	市民生活安全課	175	<b>◎外国人の人権侵害につながる問題への取組、相談窓口の設置</b> 外国人を含めた市民の相談窓口にて、必要な関係機関へつなぎ、関連情報の提供を行います。	市民相談、人権相談、法律相談、 <b>外国人相談</b>	市民生活安全課	175

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P74	<p><b>◎外国人の人権侵害につながる問題への取組、相談窓口の設置</b></p> <p>外国人向けの相談窓口について、調査・研究し、設置の可否を検討します。あわせて、関連情報の収集・提供を行います。</p>	相談窓口の設置検討・情報提供	平和交流・男女参画課	176	<p><b>◎外国人の人権侵害につながる問題への取組、相談窓口の設置</b></p> <p>外国人向けの相談窓口について、調査・研究し、設置の可否を検討します。あわせて、関連情報の収集・提供を行います。</p> <p><u>※R2年度達成(市民生活安全課にて相談窓口を設置)</u></p>	相談窓口の設置検討・情報提供	平和交流・男女参画課	176

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P75	<b>◎専門的・総合的な相談支援機能の充実</b> 職員の資質向上のため内外の研修機会を活用するとともに、関係機関との連携を進め、子育て家庭に対する専門的・総合的な相談支援機能の充実を図ります。	子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化	子育て応援課	179	<b>◎専門的・総合的な相談支援機能の充実</b> 職員の資質向上のため内外の研修機会を活用するとともに、関係機関との連携を進め、子育て家庭に対する専門的・総合的な相談支援機能の充実を図ります。	子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化	子育て応援課 <u>こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)</u>	179
	<b>◎児童虐待の早期発見、適切な支援体制の確立</b> 意識啓発等、児童虐待防止のための取組を推進するとともに、市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制の充実を図ります。	子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化	子育て応援課	180	<b>◎児童虐待の早期発見、適切な支援体制の確立</b> 意識啓発等、児童虐待防止のための取組を推進するとともに、市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制の充実を図ります。	子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化	子育て応援課 <u>こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)</u>	180

(※1) 子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P75	<b>◎高齢者への虐待についての情報提供・相談体制の充実</b> 高齢者虐待の疑いがある場合は、必要に応じ、高齢者保護のための適切な措置を講じます。また、養護者(現に高齢者を擁護している者)に対する支援も行います。	地域包括支援センターやチャージョウ課での総合相談支援、高齢者虐待・予防の周知・啓発、関係機関との連携等	チャージョウ課	181	<b>◎高齢者への虐待についての情報提供・相談体制の充実</b> 高齢者虐待の疑いがある場合は、必要に応じ、高齢者保護のための適切な措置を講じます。また、養護者(現に高齢者を擁護している者)に対する支援も行います。	<del>地域包括支援センターやチャージョウ課での総合相談支援</del> <u>市内18カ所の地域包括支援センターでの総合相談支援、</u> 高齢者虐待・予防の周知・啓発、関係機関との連携等	チャージョウ課	181

基本課題(2) DV等防止のための意識啓発と教育の充実

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P78	<p>◎DV防止のための正しい知識・理解を深めるための施策の充実</p> <p>「児童虐待防止月間」等において、人権尊重のための意識啓発のため、パネル展等で広く広報・周知に積極的に取り組みます。</p> <p>また、加害者に対する意識啓発についても検討します。</p>	<p>パネル展等、DVに関するリーフレット等配布、広報・周知</p>	<p>子育て応援課</p>	<p>191</p>	<p>◎DV防止のための正しい知識・理解を深めるための施策の充実</p> <p>「児童虐待防止月間」等において、人権尊重のための意識啓発のため、パネル展等で広く広報・周知に積極的に取り組みます。</p> <p>また、加害者に対する意識啓発についても検討します。</p>	<p>パネル展等、DVに関するリーフレット等配布、広報・周知</p>	<p><u>子育て応援課</u> <u>こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)</u>(※1)</p>	<p>191</p>

(※1)子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置

基本課題(3) 相談体制及び被害者支援体制の充実

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P80	<p><b>◎相談体制の環境整備・支援体制の拡充に向けた取組</b></p> <p>被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、相談窓口は関係課との連携を図り、二次被害を防ぎ、相談しやすい環境整備及び支援体制の拡充に努めます。</p> <p>また、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、男性、多様な性を生きる人についての相談・支援について、関係機関との連携を図り、支援体制の検討に努めます。</p>	相談室「ダイヤルうない」、法律相談、DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議、情報提供、広報・周知、関係機関との連携	平和交流・男女参画課	194	<p><b>◎相談体制の環境整備・支援体制の拡充に向けた取組</b></p> <p>被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、相談窓口は関係課との連携を図り、二次被害を防ぎ、相談しやすい環境整備及び支援体制の拡充に努めます。</p> <p>また、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、男性、多様な性を生きる人についての相談・支援について、関係機関との連携を図り、支援体制の検討に努めます。</p>	相談室「ダイヤルうない」、法律相談、DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議、情報提供、広報・周知、関係機関との連携	平和交流・男女参画課	194
		女性相談、DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議、関係機関との連携	保護管理課	195		女性相談、DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議、関係機関との連携	保護管理課	195
		子ども家庭総合支援拠点事業、要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携	子育て応援課	196		子ども家庭総合支援拠点事業、 <u>利用者支援事業</u> 、要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携	<u>子育て応援課</u> <u>こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)</u>	196
	子育て世代包括支援センター事業の実施、保健所との連携	こどもみらい課	197	<u>子育て世代包括支援センター事業の実施、保健所との連携(※7)</u>	<u>こどもみらい課</u>	<u>197</u>		

(※1) 子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置  
(※7) こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)へ移管する業務のため削除し施策196に統合

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P80	◎相談体制の充実 女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、男性、多様な性を生きる人などの被害者への正しい理解と適切な助言を行うため、相談員研修の実施及び外部専門研修への受講を促し、相談員等の資質の向上と、メンタルヘルスケアに努めます。	職員・相談員研修、メンタルヘルスケア(研修受講、相談窓口の利用等)	平和交流・男女参画課	199	◎相談体制の充実 女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、男性、多様な性を生きる人などの被害者への正しい理解と適切な助言を行うため、相談員研修の実施及び外部専門研修への受講を促し、相談員等の資質の向上と、メンタルヘルスケアに努めます。	職員・相談員研修、メンタルヘルスケア(研修受講、相談窓口の利用等)	平和交流・男女参画課	199
		職員・相談員研修、メンタルヘルスケア(研修受講、相談窓口の利用等)	保護管理課	200		職員・相談員研修、メンタルヘルスケア(研修受講、相談窓口の利用等)	保護管理課	200
		職員・相談員研修、メンタルヘルスケア(研修受講、相談窓口の利用等)	子育て応援課	201		職員・相談員研修、メンタルヘルスケア(研修受講、相談窓口の利用等)	子育て応援課	201
						<u>職員・相談員研修、メンタルヘルスケア(研修受講、相談窓口の利用等)</u>	<u>こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)</u>	<u>243</u>

(※1) 子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P81	<b>◎関係機関との連携強化・各種制度の周知</b> DV被害者の一時保護施設入所までの安全確保を庁内外の関係機関、警察等と連携して支援します。また、DV被害者へ「保護命令」や「住民基本台帳事務における支援措置」等の制度について周知します。	各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	平和交流・男女参画課	204	<b>◎関係機関との連携強化・各種制度の周知</b> DV被害者の一時保護施設入所までの安全確保を庁内外の関係機関、警察等と連携して支援します。また、DV被害者へ「保護命令」や「住民基本台帳事務における支援措置」等の制度について周知します。	各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	平和交流・男女参画課	204
		各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	子育て応援課	205		各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	子育て応援課 <u>子育て応援課 こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)</u>	205
		女性相談、各関係機関との連携	保護管理課	206		女性相談、各関係機関との連携	保護管理課	206
		各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	ちゃーがんじゅう課	207		各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、 <u>相談員研修</u> <u>高齢者虐待対応研修</u>	ちゃーがんじゅう課	207
		各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	障がい福祉課	208		各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	障がい福祉課	208

(※1) 子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置



頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P82	<p><b>◎就職・再就職・起業等の就労支援</b> 相談者の状況に応じ、必要な場合は、就労に向けた情報提供や就職活動までの支援を実施します。</p>	<p>なはし創業・就職サポートセンター講座・セミナー、相談窓口の活用</p>	商工農水課	215	<p><b>◎就職・再就職・起業等の就労支援</b> 相談者の状況に応じ、必要な場合は、就労に向けた情報提供や就職活動までの支援を実施します。</p>	<p><del>なはし創業・就職サポートセンター講座・セミナー、相談窓口の活用</del> なはし創業・就職サポートセンター運営事業</p>	商工農水課	215

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P82	<p><b>◎DV被害者保護に係る子どもの安全確保・支援の実施</b> 公認心理師・臨床心理士等によるカウンセリングの充実と子どもの心理的安定を図ります。</p>	<p>公認心理師・臨床心理士等やスクールカウンセラー等による相談やカウンセリング等による各種支援策・メンタルヘルス関連事業の実施</p>	教育相談課	219	<p><b>◎DV被害者保護に係る子どもの安全確保・支援の実施</b> 公認心理師・臨床心理士等によるカウンセリングの充実と子どもの心理的安定を図ります。</p>	<p>公認心理師・臨床心理士等や<del>スクールカウンセラー</del>等による相談や<del>カウンセリング</del>等による各種支援策・<del>メンタルヘルス関連事業の実施</del>による教育相談支援の実施</p>	教育相談課	219

基本課題(4) 関係機関との切れ目ない支援のための連携・協力

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P83	<p><b>◎地域の支援者、支援機関との連携強化</b> 民生委員・児童委員等の福祉関係者や、その他関係機関との連携を図ります。</p>	<p>民生委員・児童委員等の福祉関係者への情報提供・連携協力</p>	<p>福祉政策課</p>	<p>221</p>	<p><b>◎地域の支援者、支援機関との連携強化</b> 民生委員・児童委員等の福祉関係者や、その他関係機関との連携を図ります。</p>	<p>民生委員・児童委員等の福祉関係者への情報提供・連携協力</p>	<p>福祉政策課</p>	<p>221</p>
	<p>自治会や小学校区まちづくり協議会などの地域活動の場において、関係機関との連携を図り、情報共有の場を提供します。</p>	<p>自治会長会定例会、小学校区まちづくり協議会等での情報共有</p>	<p>まちづくり協働推進課</p>	<p>222</p>	<p>自治会や小学校区まちづくり協議会などの地域活動の場において、関係機関との連携を図り、情報共有の場を提供します。</p>	<p>自治会長会定例会、小学校区まちづくり協議会等での情報共有、 <u>おきなわ市民活動支援会議、人材データバンク事業</u></p>	<p>まちづくり協働推進課</p>	<p>222</p>

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P84	<p><b>◎被害者と子どもの安全に配慮した対応促進・連携強化</b> 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議、個別支援会議等により、関係機関との連携を図ります。</p>	要保護児童対策地域協議会等の開催による各関係機関等との情報共有、連携強化	子育て応援課	223	<p><b>◎被害者と子どもの安全に配慮した対応促進・連携強化</b> 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議、個別支援会議等により、関係機関との連携を図ります。</p>	要保護児童対策地域協議会等の開催による各関係機関等との情報共有、連携強化	子育て応援課 こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)	223
	<p>生徒指導主事連絡協議会で中央児童相談所、子育て支援室と連携して研修を行います。</p>	生徒指導主事連絡協議会での研修実施、各学校への広報周知	学校教育課	224	<p>生徒指導主事連絡協議会で中央児童相談所、子育て支援室と連携して研修を行います。</p>	生徒指導主事連絡協議会での研修実施、各学校への広報周知	学校教育課	224
	<p><b>◎子どもへの虐待を早期発見できるよう学校等での支援体制の構築・連携強化</b> 各学校の教職員をはじめ、生徒サポートや教育相談支援員、子ども寄添い支援員等を活用し、日々の観察を行い、必要に応じて個別支援会議を開催します。</p>	<p>各学校の教職員、サポーター等を活用した観察の実施</p> <p>学校や保育園等関係機関と調整し個別支援会議を開催</p>	<p>学校教育課</p> <p>子育て応援課</p>	<p>225</p> <p>226</p>	<p><b>◎子どもへの虐待を早期発見できるよう学校等での支援体制の構築・連携強化</b> 各学校の教職員をはじめ、生徒サポートや教育相談支援員、子ども寄添い支援員等を活用し、日々の観察を行い、必要に応じて個別支援会議を開催します。</p>	<p>各学校の教職員、サポーター等を活用した観察の実施</p> <p>学校や保育園等関係機関と調整し個別支援会議を開催</p>	<p>学校教育課</p> <p>子育て応援課 こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)</p>	<p>225</p> <p>226</p>

(※1) 子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置

頁	見直し前				見直し後			
	具体的施策	事業等	担当課	番号	具体的施策(当課修正案)	事業等	担当課	番号
P84	<b>◎庁外関係機関との連携・協力体制の強化</b> 沖縄県女性相談所、沖縄県配偶者暴力相談支援センター、沖縄県児童相談所、那覇警察署、豊見城警察署、地域包括支援センター、民間支援団体等、関係機関との連携・協力体制を強化し、迅速に対応できるよう努めます。	各団体等とのネットワーク会議等への参加	平和交流・男女参画課	227	<b>◎庁外関係機関との連携・協力体制の強化</b> 沖縄県女性相談所、沖縄県配偶者暴力相談支援センター、沖縄県児童相談所、那覇警察署、豊見城警察署、地域包括支援センター、民間支援団体等、関係機関との連携・協力体制を強化し、迅速に対応できるよう努めます。	各団体等とのネットワーク会議等への参加	平和交流・男女参画課	227
		各団体等とのネットワーク会議等への参加	保護管理課	228		各団体等とのネットワーク会議等への参加	保護管理課	228
		要保護児童対策地域協議会、各団体とのネットワーク会議等への参加	子育て応援課	229		要保護児童対策地域協議会、各団体とのネットワーク会議等への参加	子育て応援課 <u>子育て応援課 こどもえがお相談課(こども家庭センターなは)(※1)</u>	229
		各団体等とのネットワーク会議等への参加	障がい福祉課	230		各団体等とのネットワーク会議等への参加	障がい福祉課	230
		各団体等とのネットワーク会議等への参加	ちゃーがんじゅう課	231		各団体等とのネットワーク会議等への参加	ちゃーがんじゅう課	231
		人権擁護ネットワーク会議への参加	市民生活安全課	232		大権擁護ネットワーク会議への参加 各団体等とのネットワーク会議等への参加	市民生活安全課	232

(※1) 子どもに関するあらゆる相談を一括して受ける拠点として令和6年4月1日に設置

計画関連指標見直し一覧

頁	番号	評価指標	最新値 2022 (R4) 年度実績	見直し前 目標値 2028 (R10) 年度	見直し後 目標値 2028 (R10) 年度	理由 【担当課】
基本目標1 人権が尊重される社会づくり						
P90	4	なは女性センター 講座の延べ受講者 数	27,459人	32,160人	<u>31,077人</u>	新型コロナウイルス感染拡大防止のための受講者数（定員）の制限や講座の開催中止により実績に大きな影響があった為、目標値を下方修正します。 【平和交流・男女参画課】
基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進						
P91	13	那覇市男性職員の 育児休業取得率	54.0%	14%	<u>85%</u>	2022年度実績において2028年の最終目標値を上回っているため、政府目標（2030年度までに2週間以上の取得率を85%）を踏まえて目標値を再設定します。 【人事課】